

令和3年度

第7回加東市農業委員会総会（定例会）議事録

1. 開催日時 令和3年9月21日（火）午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 加東市役所3階301・302会議室
3. 出席職員 事務局長 鈴木 敏久 事務局次長 藤本 弘子
主査 松岡 玲平
4. 出席委員 1)井上 弘 2)柴崎 彰孝 3)國井 久明 4)大橋 徹
5)谷口 高史 6)長谷川 均 7)内藤 秀幸 8)南 和夫
9)太田 隆之 10)森本 善明 12)岩崎 一彦 13)臼井 正
14)中山 喜作 15)岸本 光
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
5. 議事録署名委員 1)井上 弘 15)岸本 光
6. 現地確認 2)柴崎 彰孝 4)大橋 徹
(10)鷹尾 元弘 (11)繁本 雅和 (12)藤原 龍巳
7. 会議に附したる議案等
 - 1) 開 会
 - 2) 会長挨拶
 - 3) 議事録署名委員の指名
 - 4) 議 事

第36号議案	農地法第5条の規定による許可について	1件
第37号議案	非農地証明願いの承認について	9件
 - 5) 報 告

報告第16号	市街化区域内の農地法第4条の届出について	1件
報告第17号	市街化区域内の農地法第5条の届出について	2件
 - 6) その他
 - 7) 閉 会

局 長	<p>ただいまから、令和3年度第7回加東市農業委員会総会9月定例会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員は15名のうち14名で過半数に達しており、加東市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりこの会議が成立しましたことをご報告いたします。なお、11番山本委員におかれましては、事前に欠席の連絡がありましたので報告をさせていただきます。</p> <p>本日出席の農地利用最適化推進委員は、鷹尾委員、繁本委員、藤原委員でございます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして國井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>～國井会長あいさつ～</p>
議 長	<p>ただいまから、令和3年度第7回9月定例会を開催いたします。</p> <p>本日、現地調査をしていただきました、柴崎委員、大橋委員、鷹尾推進委員、繁本推進委員、藤原推進委員、本当にありがとうございました。のちほど報告をよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に1番の井上委員と15番の岸本委員を指名しますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>第36号議案「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第36号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましては、現地調査をお願いしておりますので、〇〇委員、報告をよろしく願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>農地法第5条の現地調査の結果を報告します。</p> <p>第36号議案、番号1の〇〇は、〇〇の東約130mにあり、現場は宅地で新しい家が建っておりました。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。続きまして内容説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1、資料P1に申請地位置図、P2に現況写真と土地利用計画図をつけております。</p> <p>申請者は、子どもが生まれたので地元に戻り、子育ての支援や親の介護を考えて、実家のそばの祖父名義の土地に住宅を建築されましたが、地目が畑の場合は農地転用許可が必要ということを知らずに着工してしまったので、始末書を添付して申請されました。現地は写真のとおり、ほぼ完</p>

	<p>成しているといった状態になっております。</p> <p>申請地は、農業振興地域の農用地外で、第2種農地に該当すると考えます。東播用水の決済金は発生しています。</p> <p>この転用申請につきましては、農地法第5条第2項各号に規定する不許可の場合には該当せず、承認の要件を満たすものと考えます。</p> <p>以上で、第36号議案の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。</p>
会 長	<p>転用にあたって埋め立てをしているのですか。</p>
事務局	<p>埋め立てはされていないですね。</p>
会 長	<p>他より高い場所ですが、上から水が入っていたということですか。</p>
事務局	<p>地目が畑だったので、特に水利はなかったのかもしれないです。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。</p>
各委員	<p>～意見なし～</p>
議 長	<p>意見がないようですので、採決いたします。</p> <p>第36号議案「農地法第5条の規定による許可について」は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>～全員挙手～</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。全員挙手にて、本案を許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。</p> <p>続きまして、第37号議案「非農地証明願いの承認について」を議題とします。議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>～第37号議案を朗読～</p>
議 長	<p>この件に関しましても、現地調査をお願いしておりますので〇〇委員、報告をよろしくお願いいたします。</p>
現地調査委員	<p>非農地証明願いの現地調査の結果を報告します。</p> <p>第37号議案、番号1の〇〇は、〇〇の南西約150mにあり、現場は山林でありました。</p>

続きまして、番号2の〇〇は、〇〇の西約400～600mにあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号3の〇〇は、〇〇の北東約180mにあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号4の〇〇は、〇〇の北東約120mにあり、現場は原野でありました。

続きまして、番号5の〇〇は、〇〇の西約250mにあり、現場は車庫でありました。

続きまして、番号6・7は、〇〇の北約200～260mにあり、〇〇は、資材置場で、〇〇は 倉庫でありました。

続きまして、番号8の〇〇は、〇〇から北約200mにあり、現場は山林でありました。

続きまして、番号9の〇〇は、〇〇の北西約140mにあり、現場は山林でありました。

以上、報告を終わります。

議 長

はい、ありがとうございました。続きまして内容説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P3に位置図、P4に現況写真をつけております。

申請地は、昔から山林のふちの畑で、昭和50年代に〇〇に入りましたが、状況はそのまま山林化しており、7月に実施した農地パトロールで山林化して復元困難として非農地判定し、その通知を受けて非農地証明を申請されました。

番号2、資料P5に位置図、P6に現況写真をつけております。

申請地は、平成10年頃から耕作されず山林化しており、7月の農地パトロールで山林と判定し、その通知を受けて申請されました。

番号3、資料P7に位置図、P8～9に現況写真をつけております。

申請地は、水利が不便で平成10年頃から耕作できず山林化してしまい、7月の農地パトロールで山林と判定し、その通知を受けて申請されました。

番号4、資料P10に位置図、P11に現況写真をつけております。

申請地は、〇〇と〇〇に挟まれた狭い畑で、昭和42年頃から耕作されず竹藪になっており、農地パトロールで原野と判定し、その通知を受けて申請されました。

番号5、資料P12に位置図、P13に現況写真をつけております。

申請地は、昭和51年頃に、隣接地の〇〇が車庫を建てており、この度〇〇へ土地を譲渡するにあたって地目が農地であると知り、地目と現況を合わせるために非農地証明を申請されました。申請地は、農業振興地域の

農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号6と7は関連しておりますので、一括してご説明いたします。資料P14に位置図、P15～16に現況写真をつけております。

申請地の内、〇〇と〇〇は、昭和45年頃から〇〇の父が資材置場として利用してこられましたが、今回、土地の一部が〇〇として買収された際、地目が農地のままであることが判ったので、非農地申請をされました。

また、〇〇は、同じ頃に倉庫を建てられましたが、こちらも地目が農地のままであるので、併せて非農地申請されました。いずれの申請地も農業振興地域の農用地外で、東播用水は決済済みです。

番号8、資料P17に位置図、P18に現況写真をつけております。

申請地は、周囲が山林で平成10年頃から耕作されなくなっており、7月の農地パトロールで山林と判定し、その通知を受けて申請されました。

番号9、資料P19に位置図、P20に現況写真をつけております。

申請地は山際の畑で、平成10年に相続したときには既に山林化していたということで、農地パトロールで山林と判定し、その通知を受けて申請されました。

これら9件の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。

以上で、第37号議案の説明とさせていただきます。

議 長 内容説明は終わりました。ただいまから審議を行いますが、何かご意見はございませんか。

各委員 ～意見なし～

議 長 意見がないようですので、採決いたします。
第37号議案「非農地証明願いの承認について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員 ～全員挙手～

議 長 はい、ありがとうございました。全員挙手にて第37号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
続きまして報告事項に入ります。報告第16号「市街化区域内の農地法第4条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局 ～報告第16号を朗読～

議 長 続きまして、内容説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P21に位置図をつけております。
申請地を、住宅用地にするための届出ですが、既に車庫を建てられているため、始末書を提出されています。
その他の添付書類は完備されておりますので、専決処理により、9月10日付けで受理通知書を交付しました。

以上で、報告第16号の説明といたします。

議長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。
続きまして、報告第17号「市街化区域内の農地法第5条の届出について」事務局より朗読をお願いします。

事務局

～報告第17号を朗読～

議長

続きまして、内容説明をお願いします。

事務局

番号1、資料P22に位置図をつけております。
申請地を、露天駐車場にするための届出を受理しました。
番号2、資料P23に位置図をつけております。
申請地を、一般住宅用地にするための届出を受理しました。

以上2件の届出については、添付書類等は完備されておりますので、専決処理により、1番は9月2日付け、2番は9月10日付けで受理通知書を交付しました。

以上で、報告第17号の説明といたします。

議長

内容説明は終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告といたします。次に「その他」に入ります。事務局からの提案があれば、説明をお願いします。

事務局

2点ほど事務局からご連絡させていただきます。
まず1点目ですが、お手元に白地図をお配りさせていただいているかと思えます。こちらですが、今年度2回目の農地パトロールの分になっておりまして、2回目の農地パトロールが、耕作放棄地を中心に見ていただくということで、時期は10月末頃を予定しておりますが、衆議院選挙の日程が決まらなると変更になる可能性もございますので、選挙の日程が決まり次第、また日程は調整してご連絡させていただきたいと思えます。この白地図ですが、皆さんが担当されている地域で放棄地、ここ荒れているなというところを地図に見にくいかもしれませんが印をつけていただきまして、稲刈り等お忙しい時期かとは思いますが10月8日

(金)までに地図に印をつけていただいたものを事務局へご提出いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。農業委員さん、推進委員さんで取りまとめていただいても結構ですし、それぞれ記入いただいたものを個別にご提出いただいてもどちらでも結構ですので、お忙しいと思いますがよろしくお願いいたします。

委員

前に調べられたときのリストはありませんか。

事務局

毎年見させていただいているところとか、昨年見させていただいている分はありますが、一応今委員さんが把握されているものに印をつけていただいたら、こちらで昨年までの分と合わせさせていただいて、最終リストをお配りする形を思っています。

委員

分かりにくいなと思います。

この地図で調べてくれというのは、よっぽど詳しい者でないと他に行くと分かりません。自分の地区であれば分かりますが。

以前の耕作放棄地のリストの地番があればこちらも行きやすいです。

事務局

普段田んぼとかをされていて、ちょっと荒れている、最近長いこと作られていないなというような田んぼがあるなと思われたら、そこに色をつけていただきたいです。地番や所有者が分からなくてもいいです。それはこちらで調べます。今までずっと指導しているところもありますし、去年の委員さんと替わられていますから、例えば自分の地区の農地のことはよく分かるけども、隣の地区になったら分からないということもあると思います。地域が変わられたら見る目も変わられますし、去年の委員さんが見てこられたところはこちらにもストックはしておりますので、今の委員さんで見せて頂いて、ここは指導したほうがいいのかと思うところをつけていただいて、後はこちらで地番や所有者の方を調べさせていただいて、表にさせて頂きます。まずはそういった、荒れて周りが困っておられるとか、なんとかしたほうがいいのかといった農地があったら、きっちり筆の通りでなくていいので、大体この辺と色を塗っていただいて、それに基づいて航空写真を見たり下調べに行ったりはさせて頂きます。

10月8日までに出していただくというのは、白地図をお預かりしてこちらで地番や所有者の方を調べて表に作りまして、農地パトロールのときに実際に見に行ってくださいのための資料作りのため、10月8日を締め切りにさせて頂いています。大体毎年秋が終わったあとぐらいにパトロールに行かせていただいております。10月の最終週から11月の1週目ぐらいに、夏と同じように班ごとに分かれて行かせていただいておりますが、先ほど言ったように、選挙の関係がありますので、日程がずれるかもしれません。

委員

放棄地は大体決まっているので、名前か番地でもつけてくださったら

行きやすい。

事務局

ただ、地番とお名前のリストをお渡ししてもたぶん場所は分からないと思います。

もちろん所有者が分かっている方がいいのですが、分からなくても普段から見ていてここ荒れているとか、ここ2～3年耕作していないとか、あるいは周りの方からあそこどうにかならないかと相談を受けられたりとか、そういったところがありましたら色をつけていただいて、出していただいたら良いです。前の委員さんが出していただいたところと同じところもあるかもしれませんが、自分の担当地区にはきれいな田んぼしかないといったことであれば、うちの地域にはなかったと出していただいても結構です。

委員

出すのはいいのですが、補助金の関係で出してくれるなど農会長に言われるところがあります。

事務局

多面的の関係ですね。補助金を貰っていて荒れていたら、ダメだと思います。いきなりお金を返せということにはなりませんので、農業委員会からの指導もいきなりそういったことをするのではなくて、少し荒れているくらいでしたら、周りに迷惑がかかるので草刈りをしてくださいねといった簡単な指導文書を送ります。それが何年も続いているところについては、もう少し厳しい勧告の文書を送ります。あまりにもひどくて非農地申請をされるような山になっているようなところであれば、山にしますかというような文書を送りますが、その場合も一応、多面的に影響がないかどうかというのは担当課や農会長さんにも確認させていただきます。これで農業委員さんが出されたからといっていきなり補助金を返せというような話にはならないので大丈夫です。

反対に、もう耕作するのが大変で外してもらってもいいと言われる地区もたまにあります。5年間であれば年度内で補助金の調整ができますので、今回調べていただくのは事前の下調べですから、ちょっと気になるなどといったところをとりあえず印つけていただいて、あとはこちらで調べて実際に今度はパトロールで見えていただいたときにどういう指導をするか判断していただきます。この下調べの白地図を出していただいたら即何か決まってしまうといったことはありませんので、怪しいなと思ったら印だけつけて出していただいたらと思います。

委員

農振農用地を教えてください。

事務局

農振の図面というのは農政課にあります。紙におとした図面はないと思います。

委員

多面的は農振の分しか補助金が出ないので、それを出してもらおうほうが我々ありがたいです。

事務局	ただ農振白地でも農地には変わりないので、農業委員会としては主に農振を重点的に指導しないといけません、農振ではないからといって耕作放棄地は別に構わないとは言えませんので、農振関係なく見てください。
委員	荒れているとこだけ出したらいいですね。
事務局	そうですね。 もう 1 点だけすみません、お手元の帽子ですが、ひょうご農林機構から県下全農業委員会に配られているようですが、これからも連携を密にしてということもあってのこのようです。農作業の際に使っていただけるような帽子になっておりますので、もしよければ使っていただければということで本日お配りさせていただいております。
	事務局からは以上になります。
議長	何かご質問等はございませんか。
各委員	～質問なし～
議長	本日はありがとうございました。 これをもちまして、令和 3 年度第 7 回総会 9 月定例会を閉会いたします。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長 国井 久明

議事録署名委員 井上 弘

議事録署名委員 岸本 光